

膨張する軍拡路線、加速する「戦争する国づくり」 ～改憲を許さず、平和外交に力を～

過去最大の防衛費、「5年で43兆円」もさらに増額か

岸田政権は、2024年度政府予算案で、防衛費は7兆9500億円と過去最大を計上、12年連続で前年度を上回り、10年連続で過去最大を更新している。しかもこの費用とは別に、高額兵器の購入費などを複数年度分割で支払う「後年度負担」が前年度比3.3兆円増の13.7兆円を計上している。2022年末に閣議決定した安保三文書に基づく5年間で43兆円の防衛費計画も、円安や物価上昇で当初予算から軒並み1.3～1.9倍にも膨張し、43兆円以上に膨れ上がることが確実になっている。

このため、社会保障費など国民生活関連予算は、軒並み削減され、社会保障費は概算要求時から自然増を1400億円も削減した内容となり、診療報酬も全体でマイナス改定予算となっている。

2023年12月末には「防衛装備移転三原則」と運用指針の改定を閣議決定し、憲法違反である弾薬や戦闘機などの殺傷兵器の武器輸出解禁を本格化させることを狙っている。

「早期改憲を」の大合唱～首相を先頭に、維新・国民も

岸田首相は、2024年年初の会見で「自分の総裁任期中に憲法改正を実現したいという思いに変わりはなく」「今年は条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速していく」と発言した。

自民党は、2023年12月の衆院憲法審査会で、憲法改定条文案の「起草機関」を今月開催の通常国会で設置することを提案し、参院憲法審査会でも条文案の作成に向けた作業部会設置を提案している。条文案ができれば、衆参両院の憲法審査会で改憲原案の発議に向けた議論が一気に加速化する可能性が高まる。

改憲右翼団体・日本会議の機関誌2024年1月号で、日本維新の会は「近年の安全保障環境の悪化や自然災害の頻発を踏まえれば、一刻の猶予もありません」と述べ、国民民主・玉木代表も「(今年中に改憲を実現するべく)憲法改正条文案を3月までにとりまとめ、通常国会会期末の6月に発議をめざすべき」と改憲議論の加速化を主張している。

この間の国会の憲法審査会の議論の傾向は、緊急事態条項の議論が中心だが、改憲をめざす勢力の本命は九条改定であることに変わりはない。2018年3月25日自民党大会でまとめられた改憲4項目案の第一は九条で、「自衛隊の保持」を九条に明記する内容だ。最大の危険は、自衛隊が憲法上認められることで、徴兵制や徴用も解釈では合憲になり、軍事秘密保護法制も基地建設のための土地収用も合憲とされる。また、緊急事態条項を憲法に明記することは、九条改憲と並ぶ、戦争する国づくりの2本柱といえる。日本国憲法に「戦時」が明記されるということであり、戦時において政府が、国会を通さず命令で、国民の自由を奪い、戦争に動員する危険性をもっている。

岸田政権が、明文改憲に前のめりなのは、アメリカの対中国戦略である日米軍事同盟強化の要請と、「集団的自衛権行使」「反撃能力保有」が安倍・菅・岸田の各政権で具体化されてきたことが大きい。しかし、日本の軍拡・軍事同盟強化は、世界レベル、アジアレベルの米中軍拡競争の加速化を招く。米中軍事対決は、国連憲章に基づく加盟国の共同行動を困難にし、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ攻撃などに制裁決議も出せない分裂を生んでいる。

憲法を生かした平和外交のために

まず、戦後78年、憲法九条があることで「戦争しない国」を維持してきたことに確信を持つことが重要である。ベトナム戦争でも、北方領土、竹島、尖閣などの領土問題でも日本が武力行使への参加や戦争行為に至らなかったのは、九条の存在抜きには説明できない。

また、岸田政権は「安全保障環境は激変した」「ウクライナの戦争はアジアでも」と言って「台湾有事」などと危機を煽っている。しかし米中の覇権争いは激しいものの米中双方とも戦争は望んでいない。対中国、台湾有事は防ぐことが可能である。

日本がすべきことは、台湾有事で日本は集団的自衛権行使をしないと宣言すること、現行憲法維持を世界に示すことで、アジアと世界への強い平和のアピールを行うことである。そして、そのために九条を生かした平和外交に力を入れる国会勢力と政権をつくるのが極めて重要であろう。

(資料) 2018年3月25日自民党大会に向けまとめられた改憲4項目案

[9条]

9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

(2) 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

[緊急事態条項]

73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

[合区解消]……略

[教育]……略

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースのバックナンバーは、愛知県保険医協会ホームページに掲載しています。 <https://aichi-hkn.jp/>

「あいち医師・歯科医師九条の会」へのカンパのお願い

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、会費制ではなく、「憲法のつどい」の参加費と、カンパで運営しています。下記の郵便払込口座をご利用いただき、カンパにご協力ください。金額は任意で結構です。

口座00890-6-12008 愛知県保険医協会

通信欄に「あいち医師・歯科医師九条の会募金」と記載ください。

軍事によらない平和のため、私たちの課題は？

医師・歯科医師九条の会がつどい



9月9日（土）、「あいち医師・歯科医師九条の会」は34回目の憲法のつどいを協会伏見会議室で開き、32人が参加した。

講師には三宅裕一郎氏（日本福祉大学教授、憲法学）を迎え、「どうなる憲法、どうする憲法～新たな段階の改憲の危機と私たちの運動課題～」のテーマで講演した。

三宅氏は、2022年12月の安保関連三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）によって、敵基地攻撃能力の保有が進められようとしているが、米中両国の対立の構図の中で進んでいることを、まず抑えておくべきと述べた。

上記安保関連三文書が打ち出したポイントの第一に、敵基地攻撃能力の保有を挙げた。これは「専守防衛の考え方を変更するものではなく、先制攻撃を認めるものではない」と説明されているが、「相手の領域において我が国が有効な反撃を加えることを可能とする」もので、自衛隊の役割やルールに変更がないとしつつ、実際には換骨奪胎させてアメリカのニーズに合わせた軍事オプションを拡大する内容だと述べた。

第二は、今後5年間で防衛予算を43兆円、GDP比2%増を掲げていることを挙げた。防衛費GDP比2%は、アメリカがNATO加盟国に求めた水準だが、実際には加盟国の半数以下しか達成していないものを日本が率先して拡大しようとしていると述べた。

三宅氏は、安保三文書の根底にはアメリカの軍事負担を、日本を始めとする同盟国に肩代わりさせる強いニーズが貫流していると述べて、「インド太平洋戦略（2022年2月）」では、対中包囲網における日本を始めとする同盟国の軍事的負担を求めており、アメリカの「2022年国家防衛戦略」でも、インド太平洋地域の安全保障で日本との同盟関係を現実に合わせて合わせさせることを明記していると紹介した。

そして、「敵基地攻撃能力」論をめぐる、日本政府は同能力の保有を一貫して否定してきたことを紹介し、2023年1月の時点でも岸田首相は、そうした政府の立場を変更していないことを国会答弁しており、敵基地攻撃能力の保有を進めようとする政策との矛盾があると指摘した。このような矛盾があっても敵基地攻撃能力の保有を「反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含む」と合理化しようとするのは、アメリカ戦略問題研究所の報告（2020年）に、すでに盛り込まれており、アメリカ発の要求の具体化であるとした。

専守防衛の考え方と敵基地攻撃の間の矛盾という点でも、今後専守防衛自体も見直しの俎上にのぼることになり、「自衛」の内容は限りなく違法な「先制攻撃」に接近すると警鐘を鳴らした。

三宅氏は、「軍事によらない平和の実現のために」として、戦争は「政治」が行った決断（失敗）であり、軍事を動かす「政治」を私たちが選挙で選択し、しっかり判断し行動することの重要性を強調した。その際、軍事を動かすことでもたらされる結果を析出し、例えば敵基地攻撃の場合、相手側からの反撃がどれだけ甚大な被害を生むことになるのかということ、共感の得られる表現力でいかに広く市民間で伝達し共有することができるかが重要と述べた。

ひとたび戦争が始まれば、医療など民間も当事者になるというリアルを見る必要も指摘。自衛隊・米軍の活動確保のために、医療機関や医療従事者の活用も位置づけられており、軍事優先で動員されることになることと述べた。

最後に、「不断の外交努力」こそが持続可能な安全保障につながるという視点も重要であり、憲法九条に基づく外交努力や東アジアにおける包括的な安全保障体制構築の必要性を指摘した。

◆テーマ とうなる憲法、どうする憲法 ～迫る改憲の危機と私たちの課題～

◆講師 中谷 雄二氏



(弁護士・名古屋共同法律事務所)

※テーマ趣旨……2024年度政府予算案では、過去最大の防衛費を計上し、社会保障費など国民生活の予算は大幅削減となっています。

また、改憲発議の危険性も、かつてなく強まっています。岸田首相は、2024年年頭の会見で「自分の総裁任期中に憲法改正を実現したいという思いに変わりはなく」「今年は条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速していく」と発言し、維新・国民各党も今年6月までの通常国会での改憲発議を主張しています。

「反撃能力保有」や武器輸出拡大政策の具体化で、台湾有事への日本の加担も懸念されます。

いま進んでいる改憲の危機と私たちの運動課題を学び、交流します。

◆と き 2024年3月16日(土) 午後3時～5時

◆ところ 愛知県保険医協会伏見会議室

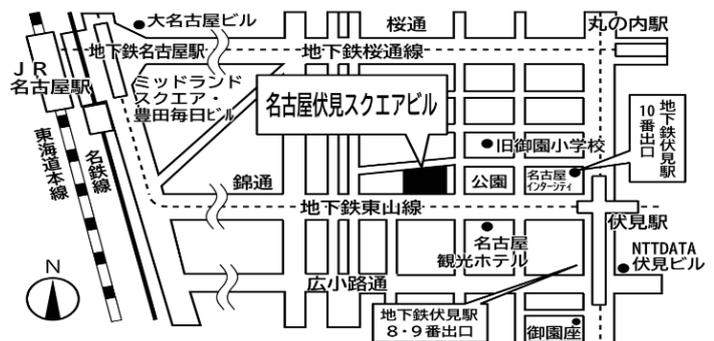
〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目13-26
名古屋伏見スクエアビル9階(地下鉄伏見駅下車5分)
TEL 052-223-0415

◆参加費 医師・歯科医師1,000円、
一般市民500円

◆問合せ・連絡先:

「あいち医師・歯科医師九条の会」担当事務局
名古屋市昭和区妙見町19-2
愛知県保険医協会内
TEL 052-832-1346

中谷雄二(なかに ゆうじ)氏 プロフィール
名古屋共同法律事務所。1955年生。立命館大学法学部卒。湾岸戦争・戦費負担違憲訴訟、PKOカンボジア自衛隊派遣違憲確認訴訟、名古屋三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、イラク自衛隊派遣差止訴訟などの弁護士として活躍。



第35回憲法のつどい参加申し込み(FAX:052-834-3584 奥田 行)

お名前(2人以上の場合はそれぞれご記入ください)	連絡先電話番号(必ずご記入ください)
住所 〒	—



右記二次元コードからも申し込みできます→